

2015年7月17日  
(2016年4月6日一部改正)  
日本銀行金融市場局

## 国債系オペにおける決済代行者の随時承認について

### 1. はじめに

- 日本銀行では、国債売買オペ、国庫短期証券売買オペ・国債現先オペおよび国債売現先（国債補完供給）（以下これらを「国債系オペ<sup>(注)</sup>」と総称します。）における決済代行者の承認を随時行います（以下「随時承認」といいます。）。

（注）国債系オペの取引方法等については、日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）に掲載している次の資料をご覧下さい。

- ・「国債買入オペの取引概要」
- ・「国庫短期証券売買オペの取引概要」
- ・「国債現先オペの取引概要」
- ・「国債売現先（国債補完供給）の取引概要」
- ・「国債系オペにおける国債決済未了時の措置について」

- なお、日本銀行では、国債系オペにおける決済代行者を、国債系オペの対象先選定を行う都度、承認しています（以下「定例承認」といいます。）。このため、定例承認中の一定期間その他日本銀行が必要と認める場合には、随時承認を停止することがありますので、随時承認の申出を希望される場合には、予めご相談下さい。

### 2. 決済代行者の承認

- 決済代行者は、「国債系オペにおける決済代行者の随時承認基準・手続」（別紙）に基づき承認します。ただし、現段階では予見できない事情のために、別紙記載の基準等を適用することが不適当と判断される場合には、当該予見できない事情をも勘案して承認を行うこと、または承認された決済代行者の見直し等を行うことが極く例外的にあります。

以 上

日本銀行金融市場局

03-3277-1361、03-3277-1277

## 国債系オペにおける決済代行者の隨時承認基準・手続

### 1. 決済代行者の数等

- 国債売買オペ、国庫短期証券売買オペ・国債現先オペおよび国債売現先（国債補完供給）（以下これらを「国債系オペ」と総称します。）の対象先が、国債系オペに係る決済を委託できる決済代行者は3先までとします。
- また、国債系オペの対象先が複数の国債系オペ<sup>(注)</sup>の対象先である場合には、すべての国債系オペ<sup>(注)</sup>に係る決済を同一の決済代行者に委託して下さい。

(注) 国債整理基金が行う国債買入を含みます。

### 2. 決済代行者としての役割等

- 金融調節を機動的・効率的に遂行する観点から、決済代行者および当該決済代行者に決済を委託している国債系オペの対象先には、「適切に連携をとることにより正確かつ迅速に事務を処理すること」を求めます。
- 決済代行者および当該決済代行者に決済を委託している国債系オペの対象先が上記の役割に著しく背馳すると認められる場合には、当該決済代行者および国債系オペの対象先に対して理由を示したうえで、当該決済代行者および国債系オペの対象先の双方に対して、次の措置を採ります<sup>(注)</sup>。

(注) 国債整理基金が行う国債買入についても同様に取扱います。

- ・決済代行者に対する措置・・・・・・・代行決済の停止、あるいは決済代行者の承認取消
  - ・国債系オペの対象先に対する措置・・・オファーの見送り、あるいは対象先からの除外
- ただし、個別の事情を勘案し、帰責事由がないと認められる者については、上記の措置の対象外とします。

### 3. 決済代行者としての必須基準

- 決済代行者は、次の要件を満たしている必要があります。

#### (1) 日本銀行本店の当座預金取引先<sup>(注)</sup>であること。

(注) 整理回収機構および預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行を除きます。

#### (2) 当座勘定取引について日本銀行金融ネットワークシステムを利用していること。

#### (3) 国債振替決済制度の参加者（間接参加者を除きます。）であること。

#### (4) 国債資金同時受渡関係事務について日本銀行金融ネットワークシステムを利用すること。

#### (5) 銀行法その他の法律により業務として為替取引を行うことが認められていること。

#### (6) 申出受付日直前の決算期末（中間決算期末を含みます。以下同じです。）において、自己資本比率等が以下の要件を満たすこと、または、申出受付日直前の決算期末以降の増資等の事情により、自己資本比率等が以下の要件を満たすようになったと確認できること。

- 申出受付日直前の決算期末の自己資本比率等が、申出受付日までに判明していない場合には、判明している直近の決算期末とします。
- 申出受付日において初回の決算期末が到来していない先であっても、日本銀行に決算期末の自己資本比率等を報告していた他の金融機関との合併、当該他の金融機関からの事業の全部譲受けまたは当該他の金融機関からの会社分割による事業の全部承継を受けた先は申出が可能です。

#### <自己資本比率等の要件>

①国際統一基準適用先については連結および単体自己資本比率が、普通株式等 Tier1 比率 4.5%以上、Tier1 比率 6%以上および総自己資本比率 8%以上、国内基準適用先については同 4%以上であること。国際統一基準適用先または国内基準適用先の何れにも該当しない先（ただし、外国銀行を除きます。）については、業務内容等に照らし、自己資本の充実の状況が適当であると認められること。さらに、法令により資本バッファー規制が適用される場合には、資本バッファー比率が、法令により定められた水準を満たしていること。

②金融機関の親会社が銀行持株会社である場合には、①に加え、銀行持株会社の連結自己資本比率が、国際統一基準適用先については普通株式等 Tier1 比率 4.5%以上、Tier1 比率 6%以上および総自己資本比率 8%以上、国内基準適用先については 4%以上であること。さらに、法令により資本バッファー規制が

適用される場合には、資本バッファー比率が、法令により定められた水準を満たしていること。

- ③外国銀行にあっては、その母国において「バーゼル III：より強靭な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」（2010年12月バーゼル銀行監督委員会）に基づき定められた規制の適用を受ける先（以下「バーゼル III 適用先」といいます。）については、当該規制により算出された自己資本比率が、普通株式等 Tier1 比率 4.5%以上、Tier1 比率 6%以上および総自己資本比率 8%以上であること。その母国において「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」（1988年7月バーゼル銀行監督委員会）または「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」（2004年6月バーゼル銀行監督委員会）に基づき定められた規制の適用を受ける先については、当該外国銀行が現に適用を受ける規制により算出された自己資本比率が 8%以上であること。その母国において該当する規制が存在しない場合には、銀行法に準じて算出される当該外国銀行（以下「銀行法準用先」といいます。）にかかる自己資本比率が、普通株式等 Tier1 比率 4.5%以上、Tier1 比率 6%以上および総自己資本比率 8%以上であること。さらに、法令（バーゼル III 適用先については当該外国銀行の母国の法令をいい、銀行法準用先については当該外国銀行に準用される銀行法をいいます。以下同じです。）により資本バッファー規制が適用される場合には、資本バッファー比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
- ④①、②または③において、資本バッファー比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、①、②または③に定める資本バッファー比率の要件を満たすものとみなします。

#### <流動性カバレッジ比率の要件>

- ①金融機関（ただし、外国銀行を除きます。）については、法令により流動性カバレッジ比率規制が適用される場合には、流動性カバレッジ比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
- ②金融機関の親会社が銀行持株会社である場合において、当該銀行持株会社につき、法令により流動性カバレッジ比率規制が適用されるときは、①に加え、銀行持株会社に関する流動性カバレッジ比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
- ③①または②において、流動性カバレッジ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、①または②に定める流動性カバレッジ比率の要件を満たすものとみなします。

- (7) 申出受付日直前の決算期末以降の経営の状況その他考査等から得られた情報に照らし、自己資本比率、資本バッファー比率もしくは流動性カバレッジ比率が実質的に（6）に定める水準を下回るとみられる事情、その他信用力が十分でないと認められる特段の事情または別表に掲げる事項の検証結果等を踏まえて流動性リスク管理が適切でないと認められる特段の事情がないこと。**

- 決済代行者の承認後、決済代行者等（決済代行者および決済代行者として承認された先であって所要の約定を未締結の先をいいます。以下同じです。）に合併その他の事由が生じた場合において、以上の基準に鑑み日本銀行が必要と認めるときは、当該決済代行者等に自己資本比率、その算出根拠資料その他の資料の提出を求めることがあります。

また、上記の基準に鑑み必要と認められる場合には、決済代行者の承認を取消すこと等があります<sup>(注)</sup>。

(注) 国債整理基金が行う国債買入についても同様に取扱います。

## 4. 申出

### (1) 申出の方法

- 国債系オペの対象先および当該対象先から国債系オペに係る決済の委託を受けることを希望する金融機関（以下「決済代行希望者」といいます。）は、連名により、別添の申出書を提出して下さい。

- 申出書を提出される際には、予め日本銀行金融市场局までご連絡下さい（連絡先：03-3277-1361、1277）。
- 申出書は決済代行希望者および国債系オペの対象先の何れから提出頂いても構いません。

オペの種類 <sup>(注)</sup>	申出書	提出先
国債売買オペ	別添	金融市场局 (新館 4F)
国庫短期証券売買オペ		
国債現先オペ		
国債売現先（国債補完供給）		
国債整理基金が行う国債買入	(注)	

(注) 国債系オペの対象先が国債整理基金が行う国債買入の対象先である場合には、別途届出を行って頂く必要があります。届出の手続等は、日本銀行金融市场局にご照会下さい。

### (2) 申出に関する留意事項

- 申出にあたっては、以下の点にご留意下さい。

## ① 決済代行希望者について

- イ. 決済代行希望者の数は3先までとして下さい。
- ロ. 国債系オペの対象先が対象先となっているすべての国債系オペについて申出書を提出して下さい。その際、決済代行希望者は同一の金融機関とともに、決済代行希望者の決済を行う営業所等および国債に係る代行決済口座区分（自己口Iまたは預り口の別）も、同一の営業所等および代行決済口座区分として下さい。

## ② 自己資本比率等について

- イ. 申出受付日において、決済代行希望者が、何れかのオペの対象先または国債系オペにおける決済代行者等の何れにも該当しない場合において、次の（イ）から（二）までの何れかに該当するときは、決済代行希望者は、何れに該当するかを記した適宜の書面とともに、ロ. の資料を提出して下さい。
  - （イ） 申出受付日において初回の決算期末が到来していない先
  - （ロ） 申出受付日直前の決算期末以降、他の法人との合併、他の法人からの事業の全部もしくは一部譲受け、他の法人への事業の一部譲渡、他の法人からの会社分割による事業の全部もしくは一部承継または他の法人への会社分割による事業の一部承継があった先
  - （ハ） 申出受付日直前の決算期末の自己資本比率等を、日本銀行に提出後、変更した先（変更後の自己資本比率等を日本銀行に提出済の先を除きます。）
  - （二） （イ）から（ハ）までの先のほか、日本銀行が自己資本比率、その算出根拠資料その他の資料の提出を求めた先（資料の提出を求める場合には、日本銀行から個別に取扱いをご連絡します。）
- ロ. 提出資料
  - （イ） 日本銀行が指定する時点の自己資本比率等（実績値がない場合には、見込み値または監督官庁に見込み値を提出済であるときはその数値）、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料
  - （ロ） 監督官庁に提出済の見込み値を報告する場合には、監督官庁への提出を証する書面

## ③ 決済代行者が合併、事業譲渡または会社分割を行う場合の取扱い

- 決済代行者として承認された先が、合併により非存続会社となる場合、事業譲渡において譲渡会社となる場合または会社分割において分割会社と

なる場合には、当該決済代行者による代行決済について、日本銀行、当該決済代行者および当該決済代行者に決済を委託している国債系オペの対象先における実務上のフィージビリティを確認する必要があります。また、確認の結果、当該決済代行者による代行決済を停止することがありますので、予めご承知おき下さい。

- 上記の場合を含め、決済代行者として承認された先が合併、事業譲渡または会社分割による事業の承継を行う場合には、日本銀行金融市場局に前広にご連絡下さい。

## 5. 承認方法

- 3. の必須基準を満たし、かつ、2. の役割の遵守を確約した決済代行希望者を、決済代行希望者と連名で4. の申出を行った国債系オペの対象先のすべての国債系オペにおける決済代行者として承認します<sup>(注)</sup>。

(注) 国債整理基金が行う国債買入についても同様に取扱います。

## 6. その他

### (1) 規則等の貸与

- 代行決済に係る規則等の借覧を希望される場合には、国債系オペ<sup>(注)</sup>別に貸与します。貸与の手続等は、日本銀行金融市場局にご照会下さい。なお、貸与した代行決済に係る規則等の転貸等は認めていませんので、国債系オペの対象先および決済代行希望者の双方が借覧を希望する場合には、個別にご照会下さい。

(注) 国債整理基金が行う国債買入を含みます。

### (2) 承認結果の通知

- 決済代行者の承認結果は決済代行希望者および国債系オペの対象先に通知します（原則として、申出書にご記入頂いた連絡先の第1順位の方に通知します。）。

以上

別表

流動性リスク管理のチェック・ポイント

<p>1. リスク管理にかかるガバナンス体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 流動性リスク管理を経営上の重要な要素として位置付け、経営陣が管理体制の整備に十分コミットしているか。</li><li>(2) リスク管理方針の策定、リスク管理責任者の設置と権限付与、経営陣への報告体制の確立といったリスク管理体制を適切に確立しているか。</li><li>(3) 流動性リスク許容度の設定や危機時のコンティンジェンシー・プランの策定が、基本的な流動性リスク管理方針と整合的か。</li></ul>
<p>2. 流動性リスク・プロファイルの把握とバランスシート運営</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 自行・社・庫の業務展開、ビジネスモデルに応じた流動性リスク・プロファイルの把握が適切に行われているか。</li><li>(2) 預金という安定的な資金調達源を持たない金融機関は、その流動性リスク・プロファイルに見合った頑健なリスク管理体制の構築に努めているか。</li><li>(3) 流動性に影響を及ぼし得る潜在的な要因へのリスク管理面での目配りは十分か。</li><li>(4) 資金の運用・調達構造自体、すなわち、運用・調達のバランス、期間別のミスマッチ、市場性調達への依存度等は調達力に見合っているか。</li><li>(5) 偶発債務の規模が調達力対比で過大でないか。</li><li>(6) 先行きの運用・調達方針では、資金調達面での限界を考慮に入れない形で、市場流動性が低く、資金化やポジション解消が困難化しやすい資産の積み上げが容認されていないか。</li></ul>
<p>3. 日々の資金繰りの安定性確保</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 必要な資金を安定的に調達し、円滑に決済を行っているか。</li><li>(2) 調達レートの急激な上昇など取引レートに特段の動きはないか。</li><li>(3) 日々の要調達額が資金調達力との対比で過大になっていないか。</li><li>(4) 日本銀行適格担保を含む担保繰りに問題はないか。</li><li>(5) 業務内容や主な資金調達手段の特性を勘案したうえで、資金調達先の大口集中を避け、資金調達手段の分散化・多様化を図っているか。</li><li>(6) 日中流動性の管理を適切に行ってているか。</li><li>(7) 補完貸付の常態的な利用により、補完貸付以外の調達手段を確保する努力を怠るなど、自律的な流動性リスク管理がおろそかになってないか。</li></ul>
<p>4. ストレス局面での対応力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 様々なシナリオのもとでのストレステストを実施しているか。</li><li>(2) ストレステスト等を通じて想定される資金流出に対応して、資金化可能な流動資産を十分に確保しているか。</li><li>(3) 資金の出し手金融機関のリスク認識などの定性的情報を含め、「必要なときに、必要な資金を調達できるか」という資金アベイラビリティを確認しているか。</li></ul>

## 5. 緊急時における対応

- (1) 資金の逼迫度に見合った管理体制に移行する仕組みや業務運営において、緊急時の流動性面への影響を勘案する仕組みの整備を含めた適切なコンティンジェンシー・プランが策定されているか。
- (2) 調達環境の変化を適切に認識し、逼迫度に見合った管理体制に移行しているか。
- (3) 流動性面での制約の強まりを業務運営上勘案する仕組みが有効に機能しているか。
- (4) 実務上の対応において、逼迫度に見合ったポジション運営等、適切な流動性管理が行われているか。また、調達先・調達手段の拡充や資産売却等を含めて、追加的な流動性確保策が講じられているか。

## 6. グローバルな流動性リスク管理体制の整備（国際的に活動する金融機関）

- (1) 取扱通貨毎、海外拠点毎の流動性リスク・プロファイルを的確に把握しているか。
- (2) グループ内におけるクロスボーダー資金の量や期間構造を平時より把握しているか。
- (3) グループ内の資金活用が国際金融市场の環境変化によって受ける影響を把握しているか。
- (4) 危機時における各拠点間の資金融通について、グループ全体として整合的なかたちでコンティンジェンシー・プランを整備しているか。
- (5) 海外主要拠点での代替的調達手段は十分に確保されているか。

## 国債系オペにおける決済代行者の随時承認に係る申出書

(注1) (以下「甲」といいます。)は、以下の1. および3. を確約のうえ、下表の国債系オペ(国債売買オペ、国庫短期証券売買オペ、国債現先オペまたは国債売現先(国債補完供給)をいいます。以下同じです。)について、(注2) (以下「乙」といいます。)を決済代行者とすることを希望します。

乙は、以下の1. から3. までを確約のうえ、甲が対象先となっている下表の国債系オペの決済代行者となることを希望します。

乙が甲の国債系オペにおける決済代行者として承認された場合には、同オペに係る決済を行う営業所等は(注3)とし、国債に係る代行決済口座区分は(注4)とします。

※希望する国債系オペの左欄に○を記入。

乙を甲の決済代行者とすることを希望する国債系オペ	
	国債売買オペ
	国庫短期証券売買オペ、国債現先オペ
	国債売現先(国債補完供給)

### (確約事項)

1. 甲および乙は、乙が甲の国債系オペにおける決済代行者として承認された場合には、「国債系オペにおける決済代行者の随時承認基準・手続」の2. に掲げる役割を遵守します。
2. 乙は、「国債系オペにおける決済代行者の随時承認基準・手続」の3. に掲げる基準を満たしています。
3. 乙は、日本銀行が必要と認める場合には、自己資本比率、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料を速やかに提出します。

平成 年 月 日 (注5)

金融機関等名(甲)

金融機関名(乙)

(金融機関等コード・4桁) \_\_\_\_\_

(金融機関等名)<sup>(注1)</sup>

(役職名・代表者)

\_\_\_\_\_  
(注6)印(注7)

(金融機関等コード・4桁) \_\_\_\_\_

(金融機関名)<sup>(注2)</sup>

(役職名・代表者)

\_\_\_\_\_  
(注6)印(注7)

日本銀行金融市場局長 殿

(注1) 国債系オペの対象先の名称（日本銀行との当座預金取引において業務局に届出済の印鑑届における金融機関等名）を記入して下さい。外国銀行および外国法人である金融商品取引業者の場合には、届出済の和文呼称を使用して下さい。

(注2) (注1) 記載の者が決済を委託する金融機関の名称（日本銀行との当座預金取引において業務局に届出済の印鑑届における金融機関等名）を記入して下さい。外国銀行の場合には、届出済の和文呼称を使用して下さい。

(注3) (注2) 記載の金融機関に属する営業所等のうち、日本銀行本店と当座預金取引を行っている営業所等の名称を記入して下さい。

(注4) 自己口Iまたは預り口の別を記入して下さい。

(注5) 申出書の提出日を記載して下さい。この記載がない場合には、日本銀行金融市場局の受付印の日付を提出日とみなします。

(注6) 頭取、社長、理事長等が記名なつ印または署名して下さい。

(注7) 代表者欄への支店長等の代理人名の記載は不可。印章は、日本銀行との当座預金取引において業務局に届出済の代表者の印鑑届に押なつしているもの（署名鑑届出者については届出済の署名）を使用して下さい。

甲の連絡先（優先順位を付け2名まで記入して下さい）

部署・役職	氏名	電話番号	ファクシミ番号	E-mailアドレス
1.				
2.				

乙の連絡先（優先順位を付け2名まで記入して下さい）

部署・役職	氏名	電話番号	ファクシミ番号	E-mailアドレス
1.				
2.				